



北信交監第11号の2  
北信交貨第8号の2  
北信技保第6号の2  
平成30年4月6日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成30年3月30日付け  
国自安第260号、国自貨第180号、国自整第357号）のとおり通  
知があったことから、別紙のとおり一部改正について公示を行ったので、  
遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



公 示

公示第3号

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第58号）について、別添のとおり一部改正する。  
なお、この公示は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年4月6日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹



貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>公示第58号</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 自動車等の使用停止処分 （1）略 （2）自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に同じ、次の表のとおりとし、<u>所属する事業用自動車の5割を超えないものとする。</u> なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、<u>合計して1両と算出して取り扱うこととした上で、けん引車を基準として処分車両数に算入するものとする。</u> <u>ただし、けん引車の数が被けん引車の数より多い場合における被けん引車の扱</u> <u>いについては、使用停止処分の対象とするけん引車の数にかかわらず、被けん引</u></p>	<p>公示第58号</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年7月9日付け北信交監第125号、北信技整第146号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 自動車等の使用停止処分 （1）略 （2）自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に同じ、次の表のとおりとする。 なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、<u>合計して1両と算出した上で算入するものとする。</u></p>

車の数の5割を限度とすることとする。

(例) けん引車10両、被けん引車6両を保有する場合の停止例(日車数に応じて)

停止車両数が1両	→	けん引車1両	+	被けん引車1両
"	→	けん引車2両	+	被けん引車2両
"	→	けん引車3両	+	被けん引車3両
"	→	けん引車4両	+	被けん引車3両
"	→	けん引車5両	+	被けん引車3両

処分日車数 (X)	所属する事業用自動車の数			
	～10両	11～20両	21～30両	31両～
～10日車	1両	1両	1両	1両
11～30日車	1両	2両	2両	2両
31～60日車	1両	2両	3両	3両
61～80日車	2両	3両	4両	5両
81日車～	$Y + (X - 80) / 10$ (注1)			

(注1) 端数は切り上げることとし、81日車～の欄の「Y」は、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合を除き、処分日車数61～80日車の各欄に定める処分車両数とし、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合にあっては、「8」とする。

(注2) この表に定める処分車両数によらない処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、処分車両数を決定することができるものとする。

(3)～(4) (略)

5～8 (略)

処分日車数	所属する事業用自動車の数			
	1両 ～10両	11両 ～30両	31両 ～60両	61両 ～100両
～30日車	1両	1両	1両	1両
31～60日車	1両	2両	2両	3両
61～100日車	1両	2両	3両	5両
101～300日車	2両	3両	5両	8両
301日車～	3両	3両	5両	10両
				15両

(注) この表に定める処分車両数を上回る車両数を処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、この表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。

(3)～(4) (略)

5～8 (略)

附則（略）

附則（平成30年4月6日付け公示第3号で一部改正）

- 1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附則（略）